

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
件名	さいたま市次世代型スポーツ施設整備等事業アドバイザー業務(その2)
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
契約金額	26,255,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、令和4年度に実施した「さいたま市次世代型スポーツ施設整備等事業アドバイザー業務」(以下「従前業務」という。)から継続して実施する業務である。従前業務については、プロポーザル方式による企画提案を実施し、3者からの提案を審査した結果、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社と契約を締結したものである。</p> <p>本業務は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、PFI(BTO)方式により施設整備を行うものであり、従前業務での検討結果に基づき整備事業者の選定に必要な入札説明書や要求水準書等の策定及び整備事業者の審査等を行うにあたり、技術、法務、財務の各面から専門的支援を提供させるものである。</p> <p>以上より、本業務は、従前業務と密接不可分な内容であり、その履行に当たっては、従前業務の内容を知りつしていることを前提に、限定された業務期間内に高度な専門的支援を提供させるものである。このため従前業務を受託した当該事業者と契約をすることが、品質及び価格面において有利と認められることから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
件名	令和5年度さいたま市中学生年代女子サッカー等活性化事業業務
履行場所	さいたま市内 外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	一般社団法人さいたまスポーツコミッション
契約金額	8,022,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「さいたまスポーツシュレ」の仕組みを活用し、女子サッカーの活性化を図ることを目的としている。</p> <p>本市と当該事業者は「さいたまスポーツシュレ事業実施に係る連携協定」を締結し、スポーツシュレ事業の実施に向けて、役割分担を明確にし、事業の円滑な遂行を図ることとしている。また、本市及び当該事業者は、さいたまスポーツシュレ連携企業各者と「さいたまスポーツシュレ連携協定」を締結し、各者と密接な協力と連携により、地域スポーツの振興及び地域経済の活性化を図り、「スポーツのまち さいたま」の実現を図ることとしている。</p> <p>本業務は、令和元年度の事業開始当初から、上記各協定に基づき実施しているものである。特にサッカー練習会については、プロサッカーチームの浦和レッズや大宮アルディージャから指導者の派遣を受けて実施しており、両者ともに「さいたまスポーツシュレ連携協定」の相手方である。また、女性アスリート向けのセミナーにおいても「さいたまスポーツシュレ連携企業」等から講師の派遣を受けて実施しており、令和5年度においても同様の事業展開を図ることとしている。</p> <p>以上より、当該事業者は、本業務の趣旨を十分に熟知しているとともに、そのノウハウも十分に蓄積されていることから、適切な業務遂行が可能であり、当該事業者以外に本業務を行うことができる事業者がいなかったことから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
件名	令和5年度バスケットボール活性化事業業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年4月17日
契約の相手方名	一般社団法人さいたまスポーツコミッション
契約金額	4,983,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「さいたまスポーツシュレ事業」として、バスケットボールへの興味・関心を高めることでバスケットボール文化を醸成するために、本市スポーツ資源を有効活用し、未経験者(初心者)が安心してバスケットボールを体験できる機会、環境を提供するものである。</p> <p>本市と当該事業者は「さいたまスポーツシュレ事業実施に係る連携協定」を締結し、スポーツシュレ事業の実施に向けて、役割分担を明確にし、事業の円滑な推進を図ることとしている。</p> <p>当該事業者は、令和元年度から女子サッカー等活性化事業業務を4年にわたり受託しており、プロスポーツチームや競技団体との連携による類似業務実績があり、また、バスケットボール活性化事業業務においても、令和3年度から2年にわたり受託し、これまでに十分な運営ノウハウが蓄積されている。さらに、本業務の指導者派遣元と想定しているさいたまブロンコスから事務局業務を受託し、運営支援を行っていることから、プロスポーツチームとの意思疎通が円滑に図られ、本業務の効率的かつ効果的な実施が可能である。</p> <p>以上より、本業務の目的や実績、プロスポーツチーム等との関係性を踏まえ、当該事業者以外に本業務を行うことができる事業者はいないことから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
件名	令和5年度さいたま市JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用事業 アドバイザー業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年4月10日
契約の相手方名	株式会社建設技術研究所 関東事務所
契約金額	12,348,600円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、令和4年度に実施した「令和4年度さいたま市JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用事業アドバイザー業務」(以下「従前業務」という。)から継続して実施する業務である。</p> <p>従前業務の契約相手方については、総合評価方式一般競争入札を実施し、株式会社建設技術研究所を契約相手方として選定し、契約を締結したものである。</p> <p>本業務は、JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用基本計画(以下「基本計画」という。)等に基づき、植竹公民館、植竹児童センター等の公共施設及び屋内スポーツ施設、民間収益施設等を一体的にPPP手法(定期借地・賃貸借方式)により整備を行うものであり、従前業務での検討結果に基づき、整備事業者の選定に必要となる入札説明書や要求水準書等の策定及び整備事業者の審査等を行うにあたり、技術、法務、財務の各面から専門的支援を受けるものである。</p> <p>また、基本計画においては、令和5年度の前半に事業者公募の開始、令和5年度末の事業者決定を予定しているが、これらのスケジュールが遅延した場合、基本計画で定めている令和8年度中の供用開始が困難となる。</p> <p>以上より、本業務は、従前業務と密接不可分な内容であり、その履行に当たっては、従前業務の内容を知りつしていることを前提に、限定された業務期内に高度な専門的支援を提供させるものであることから、従前業務を受託した当該事業者と契約をすることが、品質及び価格面において有利と認められるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	スポーツ文化局文化部文化政策室
件名	さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契約締結日	令和5年5月31日
契約の相手方名	株式会社アール・ピー・アイ
契約金額	2,838,000円
随意契約によることとした理由	<p>本委託業務は、本市の美術館等文化芸術創造拠点整備に向け、先進的取組等、特徴的な取組を行っている美術館・アートセンター等の調査・研究を行うものである。</p> <p>事業の位置づけや性質上、質の高さが求められる業務であり、円滑かつ確実に遂行するためには、高度な創造性・技術力・専門的経験が必要であり、かつ、類似実績と経験を持つ事業者を選定することが重要であることから、公募型企画提案方式による随意契約の方法によることとした。</p> <p>本業務の企画提案の募集を行ったところ、3者から提案があり、企画提案内容を選定委員会で審査した結果、最優秀提案者として選定された当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p>
	【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館
件名	さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務
履行場所	さいたま市岩槻区本町6-1-1
契約締結日	令和5年4月17日
契約の相手方名	凸版印刷株式会社 大宮営業所
契約金額	10,351,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は岩槻人形博物館の認知向上や来館を促進するための広告やPR活動を実施する業務である。</p> <p>仕様書に基づき業務を実施する競争入札よりも、民間事業者の柔軟な発想のもと、業務を行う方が効果的に岩槻人形博物館の広報・プロモーションを実施できる可能性があるため、公募プロポーザル形式による随意契約によることとし、当該業者に企画提案書の提出、プレゼンを実施してもらい、最低水準を超えていたため、契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>